

原子力委員会（2006.4.28）

米印原子力協力合意について

浅田正彦（京都大学）

1. 合意の概要

（1）2005年7月18日の合意

インド側の約束

- ①民生用核施設と軍事用核施設の分離
- ②民生用核施設に対し自発的にIAEAの保障措置を適用
- ③民生用核施設に関する追加議定書の署名・遵守
- ④核実験モラトリアムの継続
- ⑤FMCT締結のための米印協働
- ⑥機微技術の移転禁止の支持
- ⑦MTCRとNSGに従った核物質・技術の輸出管理

米国側の約束

- ①インドに対する完全な民生用原子力協力（full civil nuclear energy cooperation）

（2）2006年3月2日の合意

2005年7月18日合意の（インド側の約束①の）履行として、2006年3月2日、米印両国はインドの核施設の軍民分離案に合意。インドは22基の原子炉のうち14基（65%）を民生用として指定。2014年までに保障措置の下に置く。高速増殖炉（FBR）は民生用とせず。ただし、インドは将来の民生用の原子炉と増殖炉はIAEAの保障措置の下に置くとする。

2. 米印合意の核不拡散上の意味

（1）軍民分離の意味

- ①事実上の核兵器国としての認知

民生用の施設への保障措置の適用は、保障措置の対象施設（これまでは4基）の拡大を意味すると同時に、軍事用施設の存在を認めることで、インドを事実上の核兵器国として認知する効果を持ちうる。

- ②NPT第1条との関連

軍民分離によって14基の原子炉が民生用に指定され、民生用の施設にはアメリカからの燃料供給が保証されることになった。その結果、インドは国産のウランをすべて軍事用に振り向けることができ、結果としてインドの核兵器製造能力が高まることになる。これがNPT第1条（核兵器国はいずれの非核兵器国の核兵器製造も支援しない）に違反することになるかは、慎重な検討を要する。

### ③安保理決議1172との関連

インド・パキスタンによる核実験後に採択された安保理決議は、「インドまたはパキスタンの核兵器計画をいかなる形態であれ支援することとなりうるような機材、資材および技術の輸出を防止」する旨を規定しており、アメリカの民生用原子力協力がインドの核兵器製造能力を高める結果となるとすれば、この決議に反することになる。ただし、この決議には法的拘束力はない。

## (2) インドによる民生用施設への保障措置受入れ・追加議定書受入れの意味

### ①保障措置の受入れ

自発的な受入れは当初懸念された自発的保障措置協定の形とはならず。

I A E Aの保障措置は、民生用の核物質等が「軍事的目的を助長するような方法で利用」されないように確保することを目的とする（I A E A憲章第3条5項）。軍事用の核施設の存在を認めた上で、民生用の核施設に保障措置を適用することは、核兵器国の場合と同様、核不拡散の観点からはほとんど意味がなく、民生用の施設において非核兵器国と同様の負担を受け入れるというに留まる（ただし、すべての民生用施設が対象となる点で核兵器国とは異なる）。

### ②追加議定書の受入れ

追加議定書は、申告をベースにした包括的保障措置協定のもつ限界から、主として未申告の核物質や核活動を探知することを目的に作成されたもの。インドの場合、仮に未申告の核物質や核施設が探知されたとしても、軍事用であると主張すれば、平和利用を対象とする保障措置協定や追加議定書の違反とはならない。そうであれば、追加議定書によって未申告の施設の探知に努力することにいかなる意味があるのか疑問。

ただし、追加議定書に基づく輸出情報の申告については意味がある。

## (3) 核実験モラトリアムとFMCT交渉への協働の意味

### ①核実験モラトリアム

インドは、1998年5月の核実験の直後に自発的に核実験のモラトリアム（凍結）を宣言。今回、その継続を約束したもの。一方的宣言より二国間の文書による宣言の方が価値があるかもしれないが、いずれにせよ法的拘束力はない。インドは、パキスタンおよび北朝鮮とともに、数少ないCTBT未署名の国の一つであり、まずはCTBTへの署名が必要。

### ②FMCT

インドは核実験直後にFMCT交渉に積極姿勢を示し、その後も基本的にその姿勢を維持している。しかし、FMCTの前段階としての兵器用核物質の生産停止を行っておらず、FMCT交渉への姿勢にも疑問あり。アメリカは自らがFMCT交渉を提唱したにも拘らず、2004年7月29日の軍縮会議における演説で、FMCT交渉にコミットしているとしつつ、「現実的で効果的なFMCTの検証は達成できない」として、検証付きのFMCTには消極的な姿勢を示していた。そのようなアメリカとの協働がいかなる意味をもつ

か疑問。

#### (4) 輸出管理

輸出管理の厳格な実施については、インドの核実験の直後の声明においても言及されており、アメリカもその実践を評価しているとされるので、これによってインドが新たな義務を引き受けたということにはならず、事実上行われてきたことを二国間の合意に記したというに留まる。

### 3. 米印合意の他国への影響

#### (1) NPT加盟の非核兵器国一般への影響

##### ①NPT全般

NPTは、非核兵器国に核の放棄を義務づけ（第2条）、保障措置の受入れを義務づけ（第3条）、その対価として彼らに平和利用の資機材の最大限の交換に参加する権利を与えている（第4条）。インドがそのような対価を払うことなく事実上同様の利益を得るとすれば、NPT締約国は不公平感を感じることになり、NPT体制全体に悪影響を与えうる。

##### ②追加議定書の普遍化

追加議定書の普遍化にも悪影響を与えうる。包括的保障措置協定さえ締結していないインドが完全な原子力協力を得ることができるとすれば、NPTに加盟して包括的保障措置協定を締結している非核兵器国に対して、何ら新たな利益を供与することなく、保障措置のさらなる強化である追加議定書の締結を求めることは困難となる。少なくとも米印合意は追加議定書の締結に消極的な国に口実して利用されうる。

##### ③機微技術の放棄

最近の機微技術の移転制限を目的とした燃料供給保証の取組みにも悪影響を与えうる。インドのように、機微技術を放棄しなくても燃料の供給保証を受けることができるというのであれば、機微技術を放棄するインセンティブは低下する。さらに、仮に米印合意に基づく移転対象が機微技術にまで及ぶとすれば、そもそも機微技術の移転制限そのものの正当性に疑問符が付きかねない。

#### (2) 特定国への影響

##### ①パキスタン・イラン

パキスタンもアメリカに対してインドと同様な扱いをするよう求めたが、アメリカは拒否したとされる。しかし、中国がパキスタンに同様な原子力協力を行うとした場合に、アメリカにはこれに反対する立場にはない。こうして南アジアにおいて核軍拡競争が米中の支援の下に激しくなる可能性がある。

イランとの関係では、米印合意の結果として、ロシアによるイランへの追加的な原子炉の提供が容易になったと考えられるかもしれない。

##### ②イラン・北朝鮮

核兵器開発の途上にあると見られるイラン・北朝鮮に対しても悪影響がある。アメリカは1998年5月のインドの核実験に対して制裁を実施したが、その後7年経過して、インドに対して原子力分野で完全な協力関係を結んだことから、イラン・北朝鮮両国は、米印合意を、核兵器開発の重要性を示すもの（イラン）、核開発計画の継続的維持の重要性を示すもの（北朝鮮）と見るかも知れない。

#### 4. わが国のとるべき道

米印合意の実施には少なくとも二つのハードルがある。一つはアメリカの国内法上の制限であり、もう一つは原子力供給国グループ（NSG）における制限である（ともに1974年のインドの核実験に対応したもの）。いずれも基本的に非核兵器国への原子力供給の際に受領国による包括的保障措置協定の締結を条件とするもの。わが国が米印合意との関係で影響力を行使できるとすれば、NSGにおいて。

NSGにおける態度としては、①インドの例外扱いを認める、②インドの例外扱いに反対する、③条件付でインドの例外扱いを認める、の三つがありうる。

①は、これまでのわが国の核不拡散への姿勢からして問題がある。

②は、核不拡散の観点からは望ましい。ただし、コンセンサス方式のNSGであくまで反対すれば、米印合意（や仏印合意）は実施できないことになる。それ自体に核不拡散上の問題はないが、NSGが内部に大きな対立をはらみ、NSGが解体しないまでもそのガイドラインが事実上機能しなくなりはしないかという懸念がある。

③②の懸念が現実のものであれば、最終的には条件付で例外扱いを認めるということもありうる。ただし、条件闘争の過程で、実質的には①と変わらない状況に帰結する恐れもあり、注意を要する。他方、極めて厳格な条件は②と同様の問題を孕み得る。具体的な条件としては、例えば、核実験モラトリアムの供給条件化（アメリカは条件化していない）、CTBTへの署名、兵器用核物質の生産モラトリアムの供給条件化（検証が困難である点に難点がある）などが考えられる。